

平成27年度予算編成に関する基本方針

現在、区政を取り巻く環境の変化にしっかりと対応し、基本構想の実現に向けた取組を加速化させるため、「総合計画・実行計画」の改定を行っているところである。

平成27年度は、この改定する「総合計画・実行計画」の新たなスタートの年であり、基本構想が掲げる将来像「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」の実現に向けて、計画事業の取組を加速化させていかなければならない。

区財政においては、平成26年度の区税収入は、景気の回復基調もあって、前年度に比べ、やや上回ると見込まれている。しかし、国は景気について、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、景気の下押しリスクに留意する必要があるとの認識を示しており、先行きは不透明で、予断を許さない状況にある。また、特別区財政交付金も、平成26年度当初算定では、大手企業の業績回復などによって増となったが、法人住民税の一部国税化の影響が、平成27年度から本格的に表れてくることなどから、決して楽観視できる状況ではない。

このような状況のもと、平成27年度予算編成にあたっては、区政の第一線で区民と接する各部門が、区民の視点に立って創意と主体性を十分に発揮するとともに、歳入の確保に最大限努め、あらゆる無駄を排し、施策や事業の検証を強化し、その効率性や実効性を十分に高めていくことが何よりも求められる。

特に、今年度に改定する「総合計画・実行計画」、「協働推進計画」、「行財政改革推進計画」に計画化した事業については、現時点での考え方を踏まえて確実に反映していく必要がある。

以上の点を踏まえ、平成27年度の予算編成は、以下の方針に基づき行うものとする。

記

1 全般的事項

(1) 「総合計画・実行計画」の着実な推進

平成27年度は、「総合計画・実行計画」の改定後の新たなスタートの年として、基本構想の目標達成に向けて、改定中の計画事業については、確実に見積もること。

特に、基本構想の実現に向けた取組を加速化するため、「安全・安心の向上」、「みどりのにぎわいの創出」、「健康長寿の推進」、「次世代支援の充実」などの重点的な政策課題については、精力的に取組を推進すること。

(2) 「区立施設再編整備計画(第一期)・第一次実施プラン」の着実な推進

区立施設再編整備については、将来を見据えて息長く取り組まなければならない課題であり、本年3月に定めた「区立施設再編整備計画(第一期)・第一次実施プラン」については、「総合計画・実行計画」との整合性を図りつつ、着実に推進するために必要な経費を見積もること。

(3) 「協働推進計画」及び「行財政改革推進計画」の着実な取組

区民や地域団体、NPO等が、様々な地域課題に相互に連携、協力して活動できるよう「協働推進計画」の取組を着実に推進するための必要な経費を見積もること。

また、常に事務事業を見直すとともに、サービスの提供主体や提供方法を見直し、民営化・民間委託を推進するなど効率的な執行に努め、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことをめざし、「行財政改革推進計画」の取組を着実に推進するための必要な経費を見積もること。

(4) 行政評価の活用

施策評価及び事務事業評価、並びに外部評価委員会の評価結果を十分に活用し、全ての事業について、必要性や効率性の観点から徹底した精査、検証を行い必要な経費を見積もること。

(5) 区民生活の実態や地域特性の把握

区民生活を取り巻く環境の変化や地域の実情等を十分に把握し、地域や区民のニーズを見極め、時宜を逸することなく必要な施策展開に努めること。

また、区民からの陳情・請願、あるいは議会審議等を通じて出された意見・要望については、十分な検討を加えて見積もること。

(6) 国・都の動向等の注視

国・都の施策の動向等を十分注視し、必要に応じて事業の見直しを行うなど、的確かつ迅速に見積もること。

(7) 特別会計

特別会計については、設置の趣旨に基づき編成すること。特に、一般会計との均衡を失しないよう十分配慮し、合理的基準により経費を算出するとともに、収入の確保に努めること。

2 歳出

(1) 防災、減災対策の強化等への対応

東日本大震災を教訓として、必要性が明らかになった防災、減災等の対策については、十分に精査・検証の上、緊急性の高い事業から優先的に見積もること。

(2) 待機児童解消に向けた取組

子育て支援は、引き続き重要な課題であり、「待機児童ゼロ」を達成するため、「総合計画・実行計画」において保育施設整備の目標を上方修正した。目標の達成には、施設の設置場所の選定など、担当部局を超えた全庁的な対応が必要であり、関係部局が連携して、十分な調整、検討を行い、適切に見積もること。

(3) 公共工事に係る建設経費

区が発注する公共工事の経費については、労務単価の上昇や原材料費の高騰など最近の状況を十分考慮しつつ、計画、設計、工事、維持管理に至るまでの各段階において、品質確保を図り、適切なコストの縮減に努め、適切に見積もること。

(4) 消費税率の取扱い

消費税については、平成27年10月から税率が10%に改正される予定であることから、年度の上半期は8%、下半期は10%で見積もること。

見積り方法は、別途、通知するので留意すること。また、いわゆる「景気条項」に基づき、国が引上げの停止等を判断した場合についても、別途、取扱いを指示する。

(5) 補助金の見直し

補助金については、不断の見直しを行う姿勢をしっかりと持つことが大切であり、行政評価等を基に、公益性、目的、効果について、十分に確認、検証し、廃止や休止も含めた必要な見直しを検討した上で見積もること。

3 歳入

(1) 特別区税

特別区税については、経済情勢の推移、区民所得の動向、過去における決算の状況、さらには、税制改正の動向等にも十分な検討を加え、適切な資料に基づき正確性を期するとともに、可能な限りの収入を見積もること。

また、滞納整理の一層の促進など区税等の収納率の向上に向けた取組を強

化し、最大限の歳入の確保に努めること。

(2) 税外収入

保険料、使用料等、税外収入の収入未済対策を強化し、収納率の向上を図ること。

また、各種の情報媒体について、広告掲載の可能性と実施に向けた検討を行い、広告収入の確保を図るなど、積極的に税外収入の確保に努めること。

(3) 国・都支出金

国・都支出金については、関係法令の改正等、その動向を十分注視し、内容を精査の上、見込まれる特定財源を可能な限り把握すること。特に、最近、国や都の緊急、臨時的な支出金も増えていることから、積極的に情報収集に努めること。

4 その他

予算の見積りについては、財務会計システムによることとし、見積方法等の事務処理については、別途通知するので遺漏のないよう留意すること。